



ワインのまちづくり 推進事業

～牛久のアイデンティティ ワイン産業を育てる～

牛久市

人・ぶどう・ワインでつながる未来を牛久から



USHIKU CITY



牛久のワイン産業 ～私たちのビジョン～



(牛久のアイデンティティとしてのワイン産業)

1903年に神谷傳兵衛が日本で最初の本格的な西洋式ワイナリー「牛久シャトー」を牛久に開設し、当時水戸街道の宿場町で周辺に農村が広がっていたこの地に近代産業としてのワイン産業が導入されました。

以来、牛久の地において、ワイン産業は、戦後農地解放により生産規模が縮小されるまで、大きな地位を占め、その建物は現在も市のシンボルとして、市民に愛されています。ワイン産業は、まさに牛久の原点であり、本市のアイデンティティともいえる存在です。

(現代におけるワイン産業の意義)

現代におけるワイン産業は、その土地で栽培された生産物を地元で消費する地産地消の産業として注目され、各地での特区認定の動きなどとあわせ、全国でワイナリーの設立が急速に進んでいます。これらのワイナリーはぶどう栽培としての農業、醸造を行う酒類製造業、ワインを販売する販売業としての側面のほか、近年のワインツーリズム等、観光産業として、その地域のまちづくりへ大きく寄与する存在と考えられています。

(牛久市におけるワイン産業の振興)

私たち牛久市は、この牛久のアイデンティティであるワイン産業を、現代的な視点で捉え、ぶどう栽培や醸造事業、観光など、ワインに関わる産業を振興したいと考えております。

(ワインづくり全体への一貫した支援)

そのためには、栽培・醸造といったワインづくりを支える『人』の育成から、農地のあっせん、ぶどう栽培、ワイン醸造など、ワインづくりを総合的に支える支援体制の構築が必要であり、その実現に向けた取り組みを行ってまいります。

(ワイン産地としての地位確立)

これらの支援を通じ、牛久市におけるぶどう栽培や醸造施設の整備について、新規参入や規模拡大を図ることにより、牛久市産ワインの生産拡大とワイン産地としての地位の確立を目指します。



ワインのまちづくり推進事業

今般、牛久市におけるワイン産業の振興を図るため、昨年から実施している体系的な学びの拠点としての「ワインアカデミー」に加え、新たに、農地のあっせんを事業に位置づけるとともに、ぶどう栽培や委託醸造を支援し、ワイナリー整備支援の制度を設け、牛久市におけるワインづくりを一貫して支援する「ワインのまちづくり推進事業」を創設します。

① (R7～)体系的な学びの拠点「ワインアカデミー」

本市では、昨年から、日本遺産の構成文化財である「牛久シャトー」において「ワインアカデミー」を開催しており、ワイン産業を支える『人』づくりのため、ぶどう栽培からワイン醸造、販売、観光まで学ぶことができる講座を開設しています。

② 農地のあっせん・(新規)ぶどう栽培の支援(ぶどう産地形成事業補助金)

市内でワイン用ぶどうを栽培しようとする方へ農地をあっせんするとともに、今回新たにワイン用ぶどう栽培を支援する補助制度を創設し、苗木購入や棚・雨除け設備整備等を補助することにより栽培に係る初期投資負担を軽減し、牛久市でのぶどう栽培への新規参入・規模拡大を促進します。

③ (新規)委託醸造によるワイン生産支援(ワイン産地形成事業補助金)

牛久市産ぶどうを使用したワインの醸造を醸造事業者に委託し、ワインを製造しようとする場合、その委託醸造に要する費用の一部を補助することにより、牛久市産ワインの生産を拡大します。上記②の栽培支援とあわせ、市内産ぶどうを使った牛久市産ワインの生産を促進し、ワイン産地としての地位の確立を目指します。

④ (新規)最大1千万円のワイナリー設置に対する支援(ワイナリー整備事業補助金及び特区申請)

牛久市産ワインを生産するため、新たに牛久市内にワイナリーを設置しようとする場合、対象経費(自己負担額)の2/3以内で、最大1千万円を補助します。あわせて、規模に応じて必要な場合は、果実酒免許取得の要件である製造数量を6kℓから2kℓに引き下げる特区制度について、国へ申請します。これにより、ワイナリーの設置促進を図り、市内でのワイン醸造を促進します。

⑤ (一部新規)牛久市産ワインの販売支援(牛久シャトーでの販売及びイベントによる支援)

生産した牛久市産ワインの販売を支援するため、市の観光拠点である「牛久シャトー」で牛久市産ワインを販売するとともに、イベント等を通じ、牛久市産ワインの魅力を発信する。また、県内ワイナリーと連携したイベント開催や情報発信等により、いばらきワインとしての販売拡大も図りつつ、牛久市産ワインの販売促進とブランドの確立を図ります。



新規 ぶどう栽培の支援(ぶどう産地形成事業補助金)

苗木購入や棚・雨除け設備整備等を補助することにより栽培に係る初期投資負担を軽減し、牛久市でのぶどう栽培への新規参入・規模拡大を促進

1. 補助対象者

次のすべての要件を満たす方

対象となる方

- 1  販売するワインの原料となるぶどうを栽培する方
- 2  牛久市内の農地でぶどうを栽培する方
- 3  ぶどう栽培に必要な知識・技術をお持ちの方
- 4  補助事業を適切に実施できる方

※ 住所地の市区町村税を滞納している方は、補助の対象となりません。

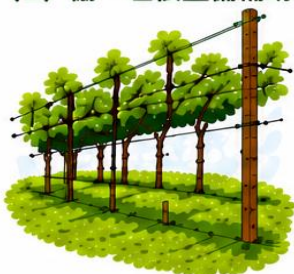
2. 補助対象事業

(1) 醸造用ぶどう苗木購入補助

項目	内容
 対象経費	醸造用ぶどうの苗木購入費
 補助率	1/2
 上限	30万円/10a
 要件	新たに植える苗木が対象 ※改植等は除く



(2) 棚・垣根整備補助



項目	内容
 対象経費	棚・垣根の資材購入費・設置工事費
 補助率	1/2
 上限	50万円/10a
 要件	新たに設置するものが対象 ※修繕・移設等は除く

(3) 雨除け設備整備補助



項目	内容
 対象経費	雨除け設備の資材購入費・設置工事費
 補助率	1/2
 上限	50万円/10a
 要件	新たに設置するものが対象 ※修繕・移設等は除く



補助金の額は、補助対象経費の1/2の額と、面積(10a)に応じた上限額のいずれか低い額となります。(1a=100㎡)



新規 委託醸造によるワイン生産支援(ワイン産地形成事業補助金)

牛久市産ぶどうを使用したワインの醸造を醸造事業者に委託し、ワインを製造しようとする場合、その委託醸造に要する費用の一部を補助することにより、牛久市産ワインの生産を拡大

① 補助対象事業

区 分	補助対象事業
 牛久市産ワイン 醸造促進補助	対象醸造施設に委託醸造を行う事業
 委託醸造受入 設備整備補助	市内産ぶどうの委託醸造を受け入れるための設備を整備する事業

対象施設（現在2施設）

- ・牛久シャトー（株）
- ・（株）麦と葡萄
（牛久醸造場）



(1) 牛久市産ワイン醸造促進補助

市内産ぶどうを使ったワインの委託醸造に要する経費の一部を補助

項 目	内 容
 対象経費	市内産ぶどうのみを使用して対象醸造施設に委託醸造を行うために要する経費
 補助率	定額（ワイン1本あたり300円）
 上 限	750ml換算 1本当たり 300円
 要 件	・市内産ぶどうのみを使用して対象醸造施設に委託醸造を行うこと ・製造したワインを、原則として、本市が実施するふるさと納税制度における返礼品として活用すること ・製造したワインの品質向上及び販路拡大を図るため、コンテスト、品評会その他これらに類する催しへ積極的に出品するよう努めること

(2) 委託醸造受入設備整備補助

対象醸造施設が、市内産ぶどうの委託醸造を受け入れるために必要な設備整備費の一部を補助

項 目	内 容
 対象経費	対象醸造施設において、市内産ぶどうの委託醸造を受け入れるための設備整備に要する経費
 補助率	1/2 以内
 上 限	50万円 （補助対象経費の1/2の額又は50万円のいずれか低い額）
 要 件	・市内産ぶどうのみを使用した委託醸造を受け入れること ・継続して委託醸造を受け入れる見込みがあること ・市内において醸造用ぶどうを栽培する者から委託醸造の申込みがあったときは、優先的に受け入れること



新規 最大1千万円のワイナリー設置に対する支援(ワイナリー整備事業補助金及び特区申請)

牛久市産ワインを生産するため、新たに牛久市内にワイナリーを設置しようとする場合、対象経費(自己負担額)の2/3以内で、最大1千万円を補助。あわせて、規模に応じて必要な場合は、特区制度について、国へ申請。これにより、ワイナリーの設置促進を図り、市内でのワイン醸造を促進。

1 補助対象者

- 市内で新たにワイナリーを整備する個人又は法人
- 酒類製造免許を取得済み又は取得見込み
- 市税等の滞納がない
- 5年以上継続して事業を行う見込み



2 補助内容(案)

区分	補助率	上限額	内容
新設ワイナリー	2/3 以内	1,000万円	建物新築・改修、醸造設備、設計監理費

※補助金額は、補助対象経費の総額から国、県その他の団体等から受けた助成及び寄附を控除した額に上記の補助率を乗じて得た額

3 補助対象経費

【対象】

建物新築・改修、醸造設備、発酵タンク、瓶詰設備、樽、給排水設備、電気設備、空調設備 等



【対象外】

土地取得費、運転資金、車両、消費税、汎用性のある備品 等



ワイン特区を申請し、小規模ワイナリーの操業を応援!!

果実製造免許取得に必要な製造数量6KLから2KLへ引き下げる特区を国に申請し、新たなワイナリーの設置を支援して、牛久市産ワインの醸造拡大を目指します。



① 販路拡大支援 ～販売・PR活動をサポート～

(新規)・牛久シャトーでの市内産ワイン取扱い等による販売支援

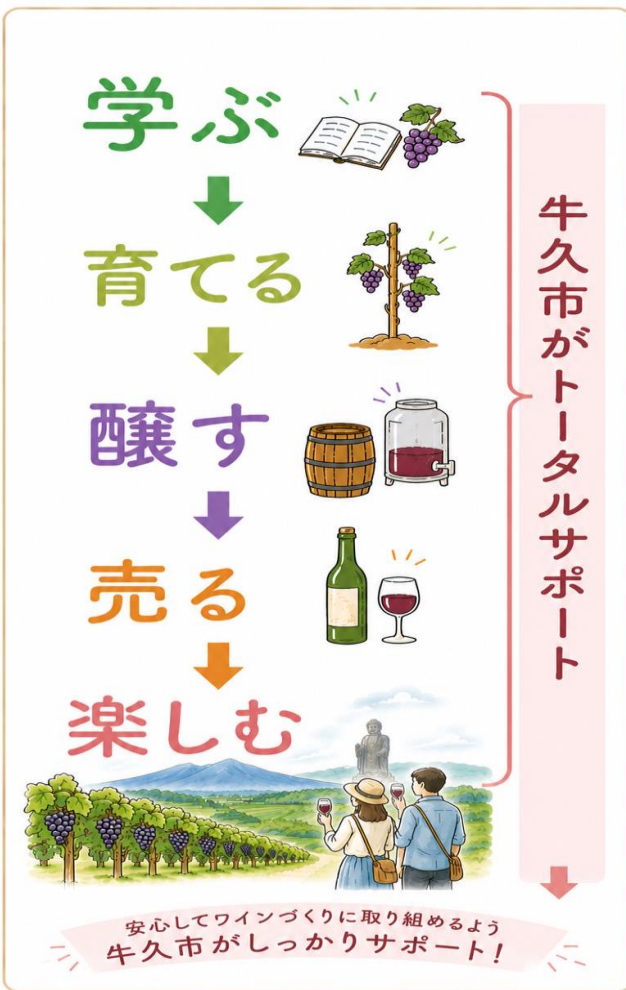
- ・展示会・商談会への出展や情報発信を支援
- ・消費者ニーズを捉えた販路拡大を支援

② イベント開催 ～ワインイベントの開催～

- ・牛久シャトーを核としたワインイベントの開催
- ・日本遺産フェスタ、いばらきワインフェスティバル等と連携
- ・他地域のワイナリーとの交流も促進

③ ワインツーリズムの推進 ～観光とワインをつなぐ～

- ・受け入れ環境の整備支援
- ・ワイナリー巡り、体験型プログラムの企画
- ・情報発信や観光コンテンツの造成を支援



ワインづくりをトータルサポート



1 技術習得



- ・ワインアカデミーによる支援(R7～) (栽培・醸造・経営技術の習得)
- ・就農相談(市・農業委員会・普及センターと連携)

2 新規就農



- ・農地の紹介・あっせん(土地所有者の仲介、マッチングなどをサポート)
- ・認定新規就農者制度への支援 ※国事業活用
- ・経営開始資金による支援(国補助 年間最大165万円×3年間) ※国事業活用

3 醸造用 ぶどう栽培



- (新規)・産地形成支援補助(苗木購入・棚/垣根設備・雨除け設備)
- ・農業資材購入補助(資材購入費の10%補助 ※条件あり)
- ・農業ヘルパー活用補助(農作業を行った農業ヘルパーへ支払った賃金の5%補助)
- ・若手農業者間の交流と伴走型育成支援
- (新規)・市所有施設(倉庫、冷蔵設備等)の利用(予定)

4 委託醸造



- (新規)・牛久ワイン醸造促進支援補助
(委託醸造費の一部を補助)
- (新規)・委託醸造受入れ施設への支援補助
(委託醸造の受け入れをスムーズに！)

5 ワイナリー整備



- (新規)・ワイナリー整備支援補助(ワイナリー整備費の一部を補助)
- (規模に応じて必要な場合)・ワイン特区申請による小規模ワイナリー創業支援(予定)

6 ワイン販売



- (新規)・販路拡大支援(牛久シャトーでの取り扱い)
- ・イベント開催(R7～いばらきワインフェスティバル)
- ・ワインツーリズムの推進(予定)



政策目標を以下の通り設定します。

ワインのまちづくり推進事業 政策目標

牛久市産ワインの生産量と醸造用ぶどう栽培面積を

5年以内に **2倍** にする。

現在



5年以内に

5年後

生産量・栽培面積

2倍!



KPI:牛久市産ワイン生産量(本数 750ml換算)
醸造用ぶどう栽培面積(ha)